

市川市環境保全条例に係る基準の改正について

1. トリクロロエチレンに係る市川市環境保全条例施行規則第 16 条の基準の改正

市川市環境保全条例における排水基準のうち、排出水に含まれるトリクロロエチレンの許容限度を下記の通り改める。

規則別表第 3 (第 16 条関係)

有害物質の種類	許容限度	
	現行	改正後 (案)
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム

【改正の理由】

市川市環境保全条例における排出水に係る有害物質の排水基準は水質汚濁防止法に定める基準を適用しているところである。

トリクロロエチレンの排水基準について、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 27 年環境省令第 33 号) が平成 27 年 9 月 18 日に交付され、同年 10 月 21 日より施行されることとなったため、市川市環境保全条例施行規則の一部を速やかに改正する必要がある。